

電気工事士免状の再交付・書換えに必要な書類等

山形県消防救急課

◎電気工事士免状の再交付・書換えには、次のものがが必要です。

1 再交付（免状を汚したり、損じたり、失ったとき）

- (1) 電気工事士免状再交付申請書（様式第4）
- (2) 写 真 1枚
 - ※ 申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmのもので、裏面に氏名を記入し申請書の貼付欄に貼付してください。なお、スピード写真等で画質の悪いものは不可とします。
- (3) 汚し、又は損じた免状（失った場合を除く）
- (4) 山形県収入証紙 2,700円分
 - ※ 県庁、各総合支庁の売店等で販売しています。
 - ※ 収入印紙ではありません。
- (5) 返信用封筒（切手不要）
 - ※ 発行した免状を申請者あてに簡易書留で郵送する際に使用します。
 - ※ 封筒は定形サイズで縦14cmから23.5cm以内、横9cmから12cm以内のものをご用意ください。
 - ※ 受取希望の住所（自宅、学校、勤務先等）、宛名、郵便番号を記載してください。

2 書換え（氏名が変わったとき）

- (1) 電気工事士免状書換え申請書（様式第5）
- (2) 写 真 1枚
 - ※ 申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmのもので、裏面に氏名を記入し申請書の貼付欄に貼付してください。なお、スピード写真等で画質の悪いものは不可とします。
- (3) 既交付の電気工事士免状
- (4) 山形県収入証紙 2,700円分
 - ※ 県庁、各総合支庁の売店等で販売しています。
 - ※ 収入印紙ではありません。
- (5) 返信用封筒（切手不要）
 - ※ 発行した免状を申請者あてに簡易書留で郵送する際に使用します。
 - ※ 封筒は定形サイズで縦14cmから23.5cm以内、横9cmから12cm以内のものをご用意ください。
 - ※ 受取希望の住所（自宅、学校、勤務先等）、宛名、郵便番号を記載してください。

(注) 再交付と書換えを同時に行うときは、両方の手続きが必要です。